

○飯能市西川材使用住宅等建築補助金交付要綱

平成17年3月30日

告示第69号

改正 令和2年4月14日告示第123号

(趣旨)

第1条 この要綱は、西川材(市内に存する森林から産する木材をいう。以下同じ。)の利用促進を図るため、西川材を使用して住宅、店舗、倉庫等(附属建築物も含む。以下「住宅等」という。)の建築等を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、飯能市補助金等の交付手続等に関する規則(平成18年規則第2号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、市内に住所を有する者(住所を有することとなる者を含む。)又は市内に事業所を有する者(事業所を有することとなる者を含む。)で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 市内において西川材を使用して住宅等の建築(新築及び増築をいう。以下同じ。)若しくはリフォーム又は木塀等(ウッドデッキを含む。以下同じ。)の設置(塀の木質化を含む。以下同じ。)を行う者

(2) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める補助金の交付を同一年度内に受けていない者

ア 住宅等の建築又はリフォームの場合 この要綱に基づく住宅等の建築又はリフォームに係る補助金

イ 木塀等の設置の場合 この要綱に基づく木塀等の設置に係る補助金

(3) 市税(国民健康保険税を含む。以下同じ。)の納税義務者で、市税を完納しているもの

2 前項第1号の規定による西川材を使用して行う住宅等の建築若しくはリフォーム又は木塀等の設置(以下「補助事業」という。)は、次に掲げる要件を備えているものでなければならない。

(1) 市内に事業所を有する者によって西川材の納入がされること。

(2) 附属建築物を除く住宅等の新築の場合は、住宅等の構造材等に3立方メートル又

は内外装材に10平方メートル以上の西川材が使用されるものであること。

(3) 前号の場合を除く住宅等の建築又はリフォームの場合は、構造材に1立方メートル又は内外装材に5平方メートル以上の西川材が使用されるものであること。

(4) 木塀等の設置の場合は、主たる構成材料に1立方メートル又は木質部分に5平方メートル以上の西川材が使用され、かつ、次に掲げる条件を満たす構造であること。
ただし、ウッドデッキについては、イ及びエの条件を除くものとする。

ア 空隙部分を除いた木質面積が、木塀等の表面積の2分の1以上であること。

イ 基礎部分を除いた塀の高さが70センチメートル以上であること。

ウ 適切な根入れがなされ、移動できない構造であること。

エ 都市計画法(昭和43年法律第100号)第12条の5に規定する地区計画を定める区域に設置されるものにあつては、当該地区計画の制限に適合する構造であること。

(5) 建物等の引渡し補助金の交付を受けようとする会計年度の4月1日から3月20日までの間に完了する見込みのあるものであること。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、別表のとおりとする。

2 一般社団法人緑の循環認証会議(SGEC)の森林認証制度に基づき、認証を取得している市内の製材業者又は加工業者(以下「SGEC-CoC認証取得事業者」という。)により製材又は加工され、同制度に基づき認証された西川材(以下「飯能市森林認証材」という。)を使用した場合は、その使用量に応じて別表の補助金の額に30%の加算を行う。

3 補助金の交付申請の内容が変更された場合においては、補助金の額の増額はしないものとする。

(申請書の様式等)

第4条 規則第5条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

(交付決定通知書の様式)

第5条 規則第8条第1項の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(補助事業の検査)

第6条 補助金の交付決定を受けて補助事業を行う者(以下「補助事業者」という。)は、住宅等の建築にあつては上棟後骨組みが終了して屋根工事が完了したとき又は当該住宅等が完成したときに、住宅等のリフォームにあつてはリフォームが完了したときに、木

塀等の設置にあつては設置が完了したときに、市長に申し出て、検査を受けなければならない。

- 2 前項の規定による検査は、施工者から申出があつたときは、事前に行うことができる。

(報告書の様式等)

第7条 規則第14条第1項の報告書の様式は、様式第3号のとおりとする。

- 2 前項の報告書は、補助事業完了後30日以内又は補助金の交付を受けようとする会計年度の3月20日のいずれか早い日までに提出するものとする。

(確定通知書の様式)

第8条 規則第15条第1項の規定による通知は、様式第4号により行うものとする。

(補助事業者の協力)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了した後は、西川材を使用している旨を記した看板を住宅等及び木塀等に設置するとともに、市が行う西川材を使用した住宅等の見学会その他の西川材の普及活動に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年告示第352号)

この告示は、平成18年1月1日から施行する。

附 則(平成18年告示第67号)

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年告示第92号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年告示第74号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の飯能市西川材使用住宅等建築補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に行う住宅等の建築又はリフォームについて適用し、施行日前の住宅等の建築又はリフォームについては、なお従前の例による。

附 則(平成22年告示第99号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年告示第63号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年告示第165号)

(施行期日)

1 この告示は、平成24年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の飯能市西川材使用住宅等建築補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る補助金から適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則(平成24年告示第184号)

この告示は、平成24年7月9日から施行する。

附 則(平成26年告示第112号)

(施行期日)

1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の飯能市西川材使用住宅等建築補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る補助金から適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の飯能市西川材使用住宅等建築補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る補助金から適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

別表

補助金の額は、附属建築物を除く住宅等の新築、附属建築物を除く住宅等の新築以外の住宅等の建築及びリフォームにあつては構造材等及び内外装材に係る金額の、木塀等の設置にあつては主たる構成材料及び木質部分に係る金額の合計額とする。

区分	算定対象使用量の上限	補助金の額
附属建築物を除く住宅等の新築	構造材等 使用体積 15 立方メートル	1 立方メートルにつき 2 万円を乗じて得た額とする。
	内外装材 使用面積 100 平方メートル	1 平方メートルにつき 2,000 円を乗じて得た額とする。
上記区分以外の住宅等の建築又はリフォーム	構造材等 使用体積 5 立方メートル	1 立方メートルにつき 2 万円を乗じて得た額とする。
	内外装材 使用面積 50 平方メートル	1 平方メートルにつき 2,000 円を乗じて得た額とする。
木塀等の設置	主たる構成材料 使用体積 5 立方メートル	1 立方メートルにつき 2 万円を乗じて得た額とする。
	木質部分 使用面積 50 平方メートル	1 平方メートルにつき 2,000 円を乗じて得た額とする。

備考

- 1 補助金の額に、1,000 円未満の端数が生じたときは、当該端数金額は切り捨てる。
- 2 内外装材の使用面積の算定に当たっては、施工面積をその根拠とする。
- 3 木質部分の使用面積の算定に当たっては、正面図等からの投影面積をその根拠とする。
- 4 一般社団法人緑の循環認証会議（SGEC）の森林認証制度に基づく認証を取得している市内の製材業者又は加工業者（以下「SGEC-CoC 認証取得事業者」という。）により製材又は加工され、同制度に基づき認証された西川材（以下「飯能市森林認証材」という。）を使用した場合は、その使用量に応じ、補助金の額に 30 パーセントの割合を乗じて得た額を加算する。